

有害鳥獣駆除隊選定評価基準

評価項目	ポイント	評価方法等
《 活動計画 》 ① 駆除計画	0 ～ 10	① 〇 有害鳥獣捕獲の趣旨を理解し、計画的な駆除計画を行えるか等 〇 有害鳥獣を減らすために効率的、効果的な駆除計画となっているか等 〇 農業者及び市民からのわな設置要望に速やかに対応できる班編成となっているか等 〇 箱わなの毎日の管理（巡回・餌補充）が実施できる体制となっているか等
② 駆除方法	0 ～ 8	② イノシシの捕獲について、わなを主体とした捕獲体制となっているか。また、くくりわな及び銃の使用は安全性を十分配慮した計画となっているか等
③ 地域との連携	0 ～ 5	③ 地域（農区、自治会及び学校等）との連携が十分取れる体制となっているか等
④ 地域への安全対策	0 ～ 5	④ 有害鳥獣の捕獲等を実施する場合に、地域や市民に対しての安全対策をどのように行うのか等
《 安全対策 》 ① 安全機器の整備状況	0 ～ 5	① 安全ベストや電波法に適合した発信機器等の装備は十分か
② 研修	0 ～ 3	② 駆除隊内部における研修の実施状況及び計画等は十分か
③ 安全管理手順書	0 ～ 3	③ 駆除隊の活動の基礎となるわな及び銃の安全管理手順書の有無及びその内容は十分か
④ 補償能力	該当あれば 3	④ 補償能力を証する内容は十分か （保険等による補償金額の確認はできるか）
《 緊急対応 》 緊急要請	0 ～ 3	① 獣類及び鳥類の捕獲や追い払い活動等の緊急要請に対応できる体制となっているか （速やかな隊員の派遣は可能か） ② 駆除隊内部の緊急連絡体制は十分か
駆除実績	該当あれば 2	① 他市町村も含め、有害鳥獣の駆除実績はあるか （個人又は団体による公的な活動証明書の提出）
捕獲マニュアル等	内容に応じ 0 ～ 3	駆除隊独自の捕獲マニュアル等が整備されているか
評価項目の合計ポイントの満点は50ポイント		